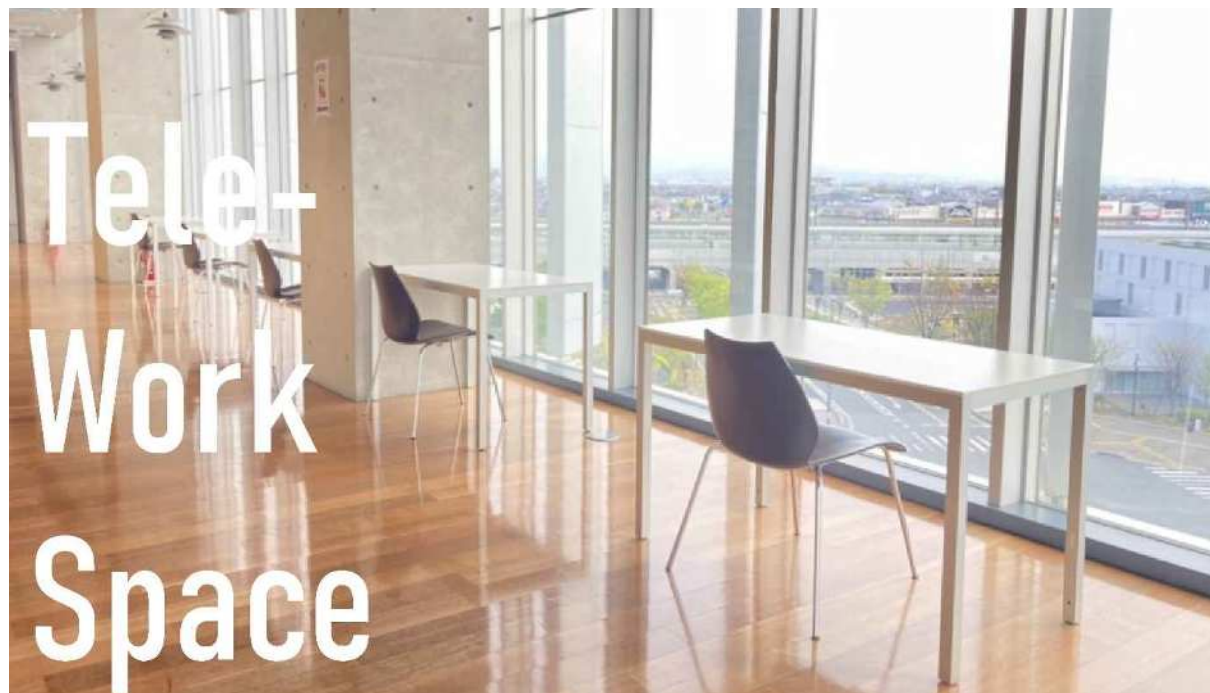


期間限定でテレワークスペース「さてら糸」をオープンします

With コロナのなか、市民の多様な働き方の促進、啓発を促すと共に、本市におけるテレワークの需要・ニーズを把握するため、テレワークスペースを試験的に開設します。



- 期間：5月10日（月）から7月16日（金）まで
- 利用時間：平日9：00～17：00
- 対象：テレワークに取り組む方
テレワークスペースの活用を検討している方
- 場所：早稲田リサーチパーク・コミュニケーションセンター4階
- 利用料：無料
- 利用方法：Web上での会員登録と事前予約が必要 ※当日予約も受付可
利用後にアンケート調査を実施。

○添付資料 パンフレット 1部

問合せ先

- 本件記事に関すること 企画財政部 企画課 担当：日野、渡邊
電話：0495（25）1175
- 広報全般に関すること 企画財政部 広報課 担当：鳥羽
電話：0495（25）1155

Tele- Work Space

さてら糸

緑溢れる、本庄早稲田の「森」に
新しく「テレワークスペース」が、
期間限定でオープンします。



FREE

SPACE

5.10

NEW
OPEN



ABOUT

期間：5月10日（月）～7月16日（金）

利用時間：平日 9：00～17：00

利用料：無料

定員：25名

対象：テレワークに取り組む方
テレワークスペースの活用を検討している方

場所：早稲田リサーチパーク・
コミュニケーションセンター4階

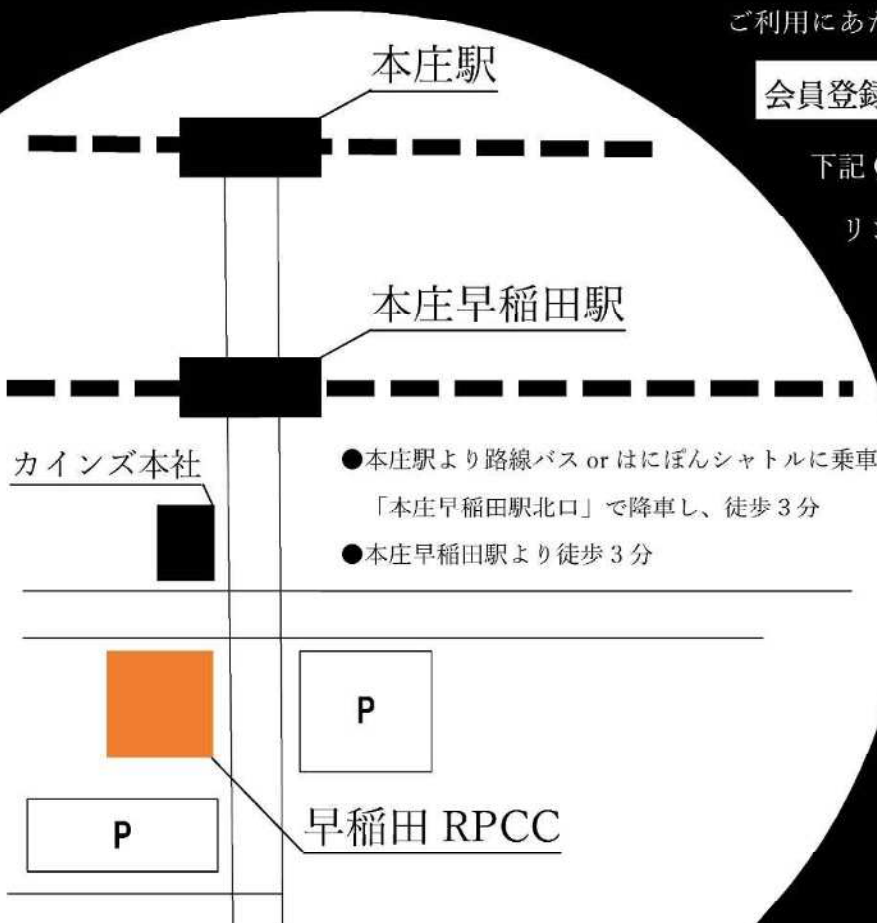
●利用方法

ご利用にあたっては、事前に

会員登録と事前 Web 予約 が必要となります。

下記 QR コードより本庄市 HP にアクセスいただき、
リンクより登録サイトへアクセスください。

※利用後にアンケート調査も実施させていただきますので、
ご協力をお願いいたします。



●テレワークスペース事業全般に関すること

本庄市役所企画課：0495-25-1157

●テレワークスペースの予約・混雑状況等に関すること

(公財) 本庄早稲田国際リサーチパーク：0495-24-7455

SDGs 達成に向けた取組について

本庄市は、SDGs 達成ための取組を推進するために、「ゼロカーボンシティの宣言」と「電気自動車を活用したSDGs 連携協定の締結」を行い、今後の持続可能な環境にやさしいまちづくりへのステップとします。



1 ゼロカーボンシティの宣言について

- 目的 地球温暖化の影響とされる甚大な自然災害への抜本的な対策が求められる中、持続可能な環境にやさしいまちづくりをさらに推進するため、2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロの実現に挑戦することを宣言するため。
- 内容 ・現状認識 ・宣言の背景（パリ宣言・気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の1.5℃特別報告書） ・SDGs 達成 ・具体的な目標（2050年までに実質ゼロ）
- 宣言日 令和3年5月4日（火）みどりの日を予定

2 電気自動車を活用したSDGs 連携協定の締結について

- 目的 SDGs の目指す持続可能な社会の実現、温室効果ガスを排出しないゼロエミッション社会の実現に向け、電気自動車を活用した普及啓発を進めるとともに、災害・停電時等において、本庄市内の公助力の向上を図り、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。
- 内容 ・平時におけるSDGs の理念の理解を促すための学習やイベントの協力要請 ・環境教育への協力 ・電気自動車の貸与 ・電気自動車の最適配置と効率的運用 ・電気自動車等の情報提供
- 相手先 埼玉日産自動車(株)、(株)日産サテオ埼玉北、日産プリンス埼玉販売(株)、日産自動車(株)、東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社、東京電力エネジーパートナー(株)北関東本部、(株)カインズの7者
- 締結日及び締結式 令和3年4月27日（火）午後3時から予定

- 添付資料 ・本庄市ゼロカーボンシティ宣言文
- ・電気自動車を活用したSDGs 連携協定書 各1部

問合せ先

- 本件記事に関すること 経済環境部 環境推進課 担当：園木
電話：0495（25）1249
- 広報全般に関すること 企画財政部 広報課 担当：鳥羽
電話：0495（25）1155



本庄市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因とされる気候変動の影響により世界全体や各地域において、猛暑、豪雨、台風などによる甚大な自然災害が発生しており、私たちの生命や暮らしの安全安心を確保するための対策が求められる状況にあります。

2015年にパリ協定で合意された「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃未満とし、1.5℃に抑えるように努力する」との目標は、国際的に共有されています。また、2018年に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した特別報告書によると、「気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

2020年10月、政府は、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と表明しました。国内の自治体においても脱炭素に向けた取組が進んでおり、本市もゼロカーボン社会への取組を推進する必要があります。

本市は、緑豊かで自然に恵まれた環境にやさしいまちを次世代に引き継ぐため、SDGsの達成を今後の大きな課題としています。本市の偉人である塙保己一は、SDGsの理念に通じる「世のため、後のため」を掲げ、『群書類従』を完成させるなど、後世に大きな業績をのこしました。

本市は、この「世のため、後のため」の精神を引き継ぎ、持続可能なまちづくりをさらに推進するため、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に挑戦することを宣言します。

2021年（令和3年）5月4日

本庄市長 **吉田信解**

電気自動車を活用したSDGs連携協定書

埼玉県本庄市

埼玉日産自動車株式会社

株式会社日産サテライト埼玉北

日産プリンス埼玉販売株式会社

日産自動車株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社

東京電力エナジーパートナー株式会社販売本部北関東本部

株式会社カインズ

令和3年4月

電気自動車を活用したSDGs連携協定書

埼玉県本庄市（以下、「甲」という。）と埼玉日産自動車株式会社（以下、「乙1」という。）、株式会社日産サテリオ埼玉北（以下、「乙2」という。）、日産プリンス埼玉販売株式会社（以下、「乙3」といい、乙1及び乙2と総称して「乙」という。）と日産自動車株式会社（以下、「丙」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社（以下、「丁」という。）、東京電力エナジーパートナー株式会社販売本部北関東本部（以下、「戊」という。）と株式会社カインズ（以下、「己」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、SDGsの目指す持続可能な社会の実現、CO₂等の温室効果ガスを排出しないゼロエミッション社会の実現に向け、電力を必要とするイベント等で電気自動車を活用した普及啓発を進めるとともに、この協定の当事者各者のパートナーシップによって社会的課題の解決に努めることで本庄市民の日常の暮らしの向上を図ること、災害・停電時又は停電が発生する恐れがある場合（以下、「災害・停電時等」という。）において、本庄市内の公助力の向上を図るため、甲において電気自動車を計画的に保有し、非常用電源として電気自動車を活用し電力不足が想定される指定避難所等において、電気自動車からの電力供給（以下、「電力供給」という。）をできる体制を構築することで、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

（電気自動車の普及・広報活動及び平時における電気自動車等の協力要請）

第2条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、相互に誠意をもって協力し、本庄市民に対するSDGsの理念に基づく持続可能な社会について深い理解を促すための生涯学習、環境イベント及びライトアップイベントといったイベント等（以下、総称して「各種イベント等」という。）を通じて、電気自動車の普及の促進及び電気自動車を活用した防災・環境に関する広報活動に努めるものとする。

- 2 甲は、各種イベント等における電気自動車の普及啓発活動のために、電気自動車及び電力供給に必要な設備等（以下、「電気自動車等」という。）が必要なときは、乙、丁又は己に対し、口頭又は書面により、電気自動車等の貸与の依頼をすることができる。
- 3 甲は、乙、丁又は己に対して、前項による電気自動車等の使用又は電力供給（以下、「電気自動車等の使用等」という。）により電気自動車への充電が必要になった際には、乙、丁又は己が所有する充電設備等を使用することについて、口頭又は書面により依頼をすることができる。

(環境教育への協力)

第3条 乙、丙、丁、戊及び己は、甲の要請に応じ、乙、丙、丁、戊及び己の提供する環境教育プログラムの実施に努めるものとする。当該実施についての日程、内容等はこの協定の当事者各社で別途協議して定める。

(災害・停電時等における電気自動車等の協力要請)

第4条 甲は、災害・停電時等において、電気自動車等が必要なときは、乙及び己に対し、別紙(様式第1号)「電気自動車等の貸与に関する協力依頼書」により、電気自動車等の貸与の依頼をすることができる。ただし、緊急を要する場合には、口頭で依頼し後日文書を送付するものとする。

2 甲は、乙及び己に対して、前項による電気自動車等の使用等により電気自動車への充電が必要になった際には、乙及び己が所有する充電設備等を使用することについて別紙(様式第2号)「電気自動車の充電に関する協力依頼書」により依頼をすることができる。ただし、緊急を要する場合には、口頭で依頼し後日文書を送付するものとする。

3 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、この協定を維持するために必要な電気自動車貸与・使用に関する訓練・確認の実施又は甲が開催する各種イベント等・防災訓練等への参加については、自己の費川負担と責任において協力するよう努めるものとする。

(協力)

第5条 乙、丁及び己は、第2条又は第4条の規定による依頼を受けたときは、それぞれの安全確保及び業務に支障をきたさない範囲内において、当該依頼に応ずるものとする。

(電気自動車等の貸与と無償承諾)

第6条 前条において、乙、丁又は己は、必要に応じて日時及び場所について甲と協議して電気自動車等を甲に無償で貸与(以下、「貸与電気自動車等」という。)し、電気自動車等の使用等のために電気自動車等を甲に使用させるものとする。

2 前項に基づく甲の貸与期間(以下、「貸与期間」という。)は、災害・停電時等においては貸与開始の日から1週間程度とする。残電力量の不足により電気自動車等の使用等ができなくなった場合、第2条第3項又は第4条第2項の規定により充電設備等の使用を依頼し充電することで、当該期間中において継続して電気自動車等の使用等を行えるものとする。

3 甲は、貸与期間終了後において、電気自動車等の使用等の必要がある場合、乙、丁又は己と協議のうえ、可能な範囲において期間を延長するものとする。

4 甲は電気自動車等の使用等の終了後、この旨を乙、丁又は己に報告し、遅滞なく貸与電気自動車等を乙、丁又は己に返却するものとする。

(充電設備等の使用許諾)

第7条 第2条第3項又は第4条第2項による依頼があった場合において、乙、丁又は己は、甲に対して、それぞれが管理する充電設備等を、それぞれの指定する日時及び場所において無償で使用することを許諾するものとする。

(使用上の留意事項)

第8条 甲は、貸与電気自動車等及び前条の規定により使用の許諾を受けた充電設備等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 甲は、貸与電気自動車等を安全な場所及び方法で使用するものとする。なお、管理方法その他の取り扱いは、乙、丁又は己との協議により取り決める。
- (2) 甲は、貸与電気自動車等又は充電設備等が、故障又は何らかの理由により使用することができなくなった場合は、乙、丁又は己に速やかに連絡し、対応を協議するものとする。
- (3) 甲は、外部給電器を貸与電気自動車に接続して使用（医療機器等への使用を含む。）する場合は、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙、丁又は己は一切責任を負わないものとする。

(賠償)

第9条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与電気自動車等又は充電設備等に損害を与え、又は滅失若しくは紛失したときは、直ちに乙、丁又は己に通知するものとし、その損害を賠償するものとする。

(事故の対応)

第10条 甲は、貸与期間中及び貸与電気自動車等又は充電設備等の借用時、若しくは返却時において、次の事由が発生した場合は、甲は直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、乙、丁又は己に通知した上で、甲の費用負担と責任において、これを全て解決するものとする。

- (1) 貸与電気自動車等又は充電設備等に関する事故が発生した場合。
- (2) 甲の貸与電気自動車の運転により事故を誘発し、第三者に損害を与えた場合。

2 前項の事由が生じ、これに起因して乙、丁又は己に損害を与えた場合には、甲は、当該損害を賠償する責を負うものとする。

(返却)

第11条 甲は、貸与電気自動車等を現状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙、丁又は己に返却するものとする。

(最適配置と効率的運用)

第12条 丁は、甲丁間における「災害時における本庄市と東京電力株式会社熊谷支社との電力復旧に関する協定書」（平成26年3月25日締結）に基づいて、停電発生状況や復旧見込み等、停電に関連する情報を適宜提供し、電気自動車の最適配置と効率的運用を支援するものとする。

2 甲は、前項の規定による丁からの情報を総合的に判断し、電気自動車の配置計画を策定し、効率的に運用を図るものとする。

3 己は、甲己間における「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」（平成24年10月8日締結）に基づき、前項の運川に関して必要となった物資について、応急対策に必要な物資として積極的に供給に努めるものとする。

(公表)

第13条 甲、乙、丙、丁、戊又は己が、この協定に係るプレスリリース等外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容について協議の上、実施するものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第14条 乙及び己は、災害・停電時等においては、乙又は己が所有する電力供給の遂行が可能な電気自動車の情報を甲に提供するものとする。また、乙及び丙は、平時に電気自動車の普及促進に資する情報を甲に提供するものとする。

(連絡調整)

第15条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙、丙、丁、戊及び己があらかじめ別紙（様式第3号）「連絡調整者名簿」（以下、「名簿」という。）により指定した者が行う。なお、甲、乙、丙、丁、戊及び己は名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(暴力団排除)

第16条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、この協定の締結時において、自己（役員及び従業員を含む。以下、本条において同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者に該当しないことを表明し、

かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、他の当事者が前項の表明、確約に違反したと合理的な根拠に基づき認めるときは、書面による通知をもって直ちに当該当事者をこの協定から除名することができるものとする。

(秘密保持)

第17条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、この協定に関連して他の当事者が秘密と指定した上で開示した情報（以下、「秘密情報」という。）を、開示当事者の事前の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩し又は開示してはならず、この協定の遂行以外の目的に使用しないものとする。ただし、以下に該当する情報は秘密情報から除外するものとする。

- (1) 開示を受けた時点で既に適法に所有していたもの
- (2) 開示を受けた時点で既に公知のもの
- (3) 開示を受けた後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず取得したもの
- (5) 秘密情報によらず、独自に開発したもの

- 2 前項は、本契約の終了後も効力を有する。

(譲渡制限)

第18条 甲、乙、丙、丁、戊及び己は、他の当事者全員の事前の書面による承諾なく、この協定に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならないものとする。

(協定の効力及び更新)

第19条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、甲、乙、丙、丁、戊又は己のいずれからも期間満了の3ヶ月前までに、協定者に対し別段の意思表示がない場合、この協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙、丁、戊及び己による協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書8通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊及び己が署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年4月27日

- 甲 埼玉県本庄市本庄三丁目5番3号
埼玉県本庄市
市長
- 乙1 埼玉県さいたま市中央区上落合九丁目3番6号
埼玉日産自動車株式会社
代表取締役社長
- 乙2 埼玉県熊谷市三ヶ尻5445
株式会社日産サテオ埼玉北
代表取締役社長
- 乙3 埼玉県さいたま市中央区下落合四丁目24番15号
日産プリンス埼玉販売株式会社
代表取締役社長
- 丙 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
日産自動車株式会社
執行役副社長
- 丁 埼玉県熊谷市筑波一丁目113
東京電力パワーグリッド株式会社
熊谷支社長
- 戊 埼玉県さいたま市南区別所一丁目1番16号
東京電力エナジーパートナー株式会社
販売本部 北関東本部長
- 己 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
株式会社カインズ
代表取締役社長

【新設】
サテライトオフィス・シェアオフィス開設補助を実施します

（本庄市多様な働き方環境整備費補助金）

テレワーク等の導入による多様な働き方の促進及び地域経済の活性化を図るため、市内の空き物件を利用して、サテライトオフィスやシェアオフィス（レンタルオフィス・ワーキングスペース）を開設する事業者のみなさんに、通信環境の整備費や内外装工事費、設備工事費などの環境整備費の一部を補助します。

- 補助金額：上限200万円（補助対象経費の2/3）
- 対象者：市内の空き物件で、新たにサテライトオフィスまたはシェアオフィスを開設する法人または個人事業主
※サテライトオフィスを開設する場合は、市内に事務所等を置いていない事業者に限ります。
- 対象経費：インターネット等の通信環境の整備費、内外装工事費、設備工事費、既存設置物の撤去・処分費
- 申請期間：令和3年4月1日～
※令和4年2月28までに工事の完了が要件

- 添付資料
 - ・パンフレット
 - ・Q & A
- 各1部

問合せ先

- 本件記事に関すること 経済環境部 商工観光課 担当：出牛
電話：0495（25）1175
- 広報全般に関すること 企画財政部 広報課 担当：鳥羽
電話：0495（25）1155

サテライトオフィス シェアオフィス補助

多様な働き方環境整備費補助金



Saitama Honjo
埼玉県本庄市

移住情報サイト



補助率 **2 / 3** 最大 **200** 万円

本庄市の空き物件を利用して、サテライトオフィスやシェアオフィス（レンタルオフィス・コワーキングスペース）を開設する事業者のみなさんに、通信環境の整備費や内外装工事費、設備工事費などの環境整備費の一部を補助します。

本庄市役所商工観光課商工労政係

〒367-8501 本庄市本庄3-5-3

TEL：0495-25-1175 Mail：syouko@city.honjo.lg.jp



詳細はコチラ

対象者

市内の空き物件で、新たに**サテライトオフィス**または**シェアオフィス**を開設する法人または個人事業主

※サテライトオフィスを開設する場合は、**市内に事務所等を置いていない事業者**に限ります。

要件

- ・令和4年2月28日までに工事を完了できること
- ・3年以上継続して開設できること
- ・市が実施する広報活動へ物件情報や**テレワークの取組を公表することに同意**できること
- ・関係法令に違反していないこと
など

補助金額

上限 **200**万円
(補助対象経費の**2/3**)

対象経費

- ・インターネット等の通信環境の整備費
- ・内外装工事費
- ・設備工事費
- ・既存設置物の撤去費、処分費



すでに改修工事を完了している、または改修工事の場合は補助対象外となります。

| No. | 申請に必要な書類 (R3年4月1日 受付開始) |
|-----|--|
| 1 | 交付申請書 (様式第1号) |
| 2 | 事業計画書 (様式第2号) |
| 3 | 環境整備にかかる費用の見積書・明細書の写し |
| 4 | 位置図 (改装する空き物件の場所が分かるもの) |
| 5 | 工事図面 |
| 6 | 環境整備前の写真 |
| 7 | 空き物件の所有者であることが分かる書類 空き物件の所有者の同意書 (任意様式) + 空き物件の賃貸契約書の写し |
| 8 | 誓約書兼同意書 (様式第3号) |
| 9 | 事業者等の概要が分かる書類 例: 法人登記事項証明書、開業届 など |

- ・申請書類は本庄市ホームページからダウンロードできます。
- ・申請にご興味ある方は、お気軽にご相談ください。

本庄市多様な働き方環境整備費補助金 Q&A

【補助対象事業について】

Q1：サテライトオフィスとは何か

A：企業等が拠点事務所から離れた場所に開設した事務所であって、働き方改革の視点から、従業員にとって拠点事務所よりも通勤しやすい場所に開設されている事務所を指します。また、遠隔勤務ができるよう通信機能等を備えているものを指します。

本補助金では、現在市内に事務所や事業所を置いている事業者等のサテライトオフィスの開設につきましても、補助対象となりません。

Q2：シェアオフィスとは何か

A：複数の企業や個人事業主がテレワーク等を行うために自由に利用することができる通信機能を備えた事務所を指します。専用スペース（個人ブース等）を利用する形態のレンタルオフィスや、共有スペースを利用する形態のコワーキングスペースを指します。

Q3：空き物件とは何か

A：現在、居住・事業・その他の用に供されていない建物を指します。建物1棟、ビル等の1フロア、集合住宅の1部屋を単位として申請できます。ただし、現在使用している事務所や会社の1室は補助対象となりません。

Q4：すでに本補助金により改修工事が実施されている空き物件は補助対象になるか

A：対象になりません。1つの空き物件につき一度のみとなります。

Q5：現在改修工事を実施している場合は、補助対象になるのか

A：対象になりません。補助金の交付決定後に改修工事に着工していただくことが条件になります。

Q6：2店舗目を作りたいと思っているが対象となるのか

A：対象になりません。補助金の交付は1事業者につき1回限りです。なお、子会社や関連会社等、実質的に同一の経営とみなされる事業者が行う場合も補助対象となりません。

Q7：工事の完了期限はあるのか

A：期限があります。令和4年2月28日までに工事全てが完了していることが必要です。

Q8：工事にあって補助金の前払いは可能か

A：前払いはできません。工事が完了し実績報告書の提出後に確定払いとなります。

Q9：施工事業者の指定はあるか

A：指定はありません。環境整備工事の施工につきましては、市内業者をご活用いただけると幸いです。

【補助対象者について】

Q10：補助対象となる人の条件などはあるか

A：自ら市内の空き物件において、新たに事業所等を開設する事業者等であって、次の要件全て該当していることが条件となります。(詳しくは要綱第3条をご確認ください)

- ・令和4年2月28日までに環境整備を完了できること
- ・サテライトオフィスを開設する場合には、現に市内に事務所又は事業所を置いていないこと
- ・事業所等の開設が都市計画法、建築基準法その他の関係法令に違反していない事業所等を開設すること
- ・補助金の交付を受けてから3年以上引き続き開設することを誓約できること
- ・事業所等の情報を市のホームページへの掲載その他の方法により公開することに同意できること
- ・事業所等に勤務する者のテレワーク等の実施状況等及び事業所等の事業活動の状況等を定期的に情報発信し、それらの情報を市に提供することに同意できること

Q11：市外の事業者等でも申請できるのか

A：市内の空き物件にサテライトオフィスまたはシェアオフィスを開設する法人または個人事業主であれば、対象となります。サテライトオフィスを開設する場合には、現在市内に事務所や事業所を置いている事業者等は補助対象となりません。

【補助対象経費について】

Q12：インターネット等の通信環境の整備費はどのようなものか

A：インターネット回線や電話回線の引き込み工事に係る費用や、インターネットを利用するために必要なLANケーブル等を差し込むためのコネクターや、電話回線の差込口の設置、コンセントの設置等に係る費用を指します。

Q13：内外装工事費とはどのようなものか

A：床・内壁・天井などの張替えやクロス張替え、床・壁・天井などの断熱、外壁の塗替え、扉・窓ガラスの交換、看板・オーニングの設置等に係る費用を指します。

Q14：設備工事費とはどのようなものか

A：エアコンの設置、セキュリティー関連機器設置（警備会社への委託料等は除く）、固定式のテーブルやパーティションの設置等に係る費用を指します。

自立型や移動式のパーティションやテーブルなど、事業所等に一体とならない備品等については、補助対象となりません。

Q15：既存設置物の撤去費・処分費とはどのようなものか

A：環境整備前の空き物件に設置されている壁やその他工作物の解体費用や、その廃材等を処分するための費用を指します。

Q16：パソコン等の備品や開設を周知するチラシ等の宣伝費は対象となるか

A：対象になりません。備品や宣伝費は補助の対象外です。

【申請書類その他について】

Q17：申請の締切日はいつまでか

A：締切日はありませんが、令和4年2月28日までに環境整備を完了できなければ補助金を交付できませんので、余裕をもって申請してください。なお、申請は先着順で、予算額に達した時点で受付終了となります。

Q18：見積書及び明細書はどのようなものか

A：工事内容を一式でまとめたものではなく、単価や数量等、内容が詳しく確認できるものでお願いします。

Q19：位置図とは何か

A：新たに事業所等を開設する空き物件の位置が分かる地図のことです。インターネットから印刷したもの等をご用意ください。

Q20：写真は何枚必要か

A：環境整備を行う前後で、全体的な内観・外観写真と、工事を行う箇所をすべて撮影した写真をご用意ください。

Q 2 1 : 事業者等の概要が分かる書類とは何か

A : 法人であれば、法人登記の登記事項証明書の写し、個人事業主であれば開業届の写しなどをご用意ください。

Q 2 2 : 交付決定後に計画内容を変更しても大丈夫か

A : 軽微な変更以外は、変更申請が必要になりますので、変更が生じた場合は、必ずその時点でご相談ください。

Q 2 3 : 罰則などはあるのか

A : 補助金の交付決定を取り消し、すでに補助金が交付されている場合は、補助金の返還を求める場合があります。

Q 2 4 : 申請後に諸事情により改修工事ができなくなった場合、取り下げはできるのか

A : 申請の取り下げはできますが、取り下げ時にすでに改修工事を進めていた場合、その工事に要した費用は補助対象にはなりませんのでご注意ください。(補助は一つの空き物件に一度のみとなるため、取り下げの時点で今後の補助金の交付は一切できません。)

新しいウォーキングマップが完成しました

市内を巡る全12のウォーキングコースを掲載した冊子型ウォーキングマップが完成しました。

本市は「市民一人1スポーツ」をスローガンに、だれでも簡単に始められる運動であるウォーキングを推奨しています。ウォーキングは、現在のコロナ禍において密を避けながらできるスポーツのひとつであるため、ウォーキングのさらなる普及を目指し、気軽に取り組めるような環境づくりの一環としてマップを作成しました。

【新しくなった点】

旧マップは、全30コースを16枚の用紙に印刷し、それぞれ配布していましたが、新マップは手に取りやすいよう冊子型としました。コースは人気のものを残しつつ刷新し、厳選した全12コースを掲載しています。さまざまなニーズに対応できるよう、12コースの中には日常の運動習慣として取り入れやすい1km未満のコースや、軽登山ができるハイキングコースのような上級者向けのものなどがあり、幅広い用途に対応できるものとなっています。

○配布場所：本庄市役所4階スポーツ推進課、シルクドーム（本庄総合公園体育館）、エコーピア（児玉総合公園体育館）、本庄駅インフォメーションセンター、はにぼんプラザ、本庄早稲田の杜ミュージアム、その他市内公共施設で配布中

○費用：無料

○仕様：持ち運びに便利なA5サイズ、フルカラー印刷、全32ページ

○発行部数：20,000部

○添付資料 ・本庄ウォーキングマップ 1部

問合せ先

○本件記事に関すること 教育委員会事務局 スポーツ推進課 担当：鈴木
電話 0495（25）1152

○広報全般に関すること 企画財政部 広報課 担当：鳥羽
電話 0495（25）1155



明日も歩こう。

本庄ウォーキングマップ

HONJO Walking Map

市民一人
1スポーツ



ほんじょう文化財ガイドマップが完成しました

本庄市内を5つの地域に分け、代表的な文化財を紹介する「ほんじょう文化財ガイドマップ」が完成しました。

インスタグラム「#本庄文化財めぐり」とともに、本庄文化財めぐりのおともにご利用いただけます。



- 配布場所：本庄市役所 4階文化財保護課
本庄早稲田の杜ミュージアム
塙保己一記念館、競進社模範蚕室
旧本庄商業銀行煉瓦倉庫
本庄駅インフォメーションセンター
その他市内各所で配布中
- 費用：無料
- 仕様：持ち運びに便利な A5 サイズ、フルカラー印刷、全 16 ページ
- 発行部数：10,000 部



○添付資料 ・ほんじょう文化財ガイドマップ 1部

問合せ先

- 本件記事に関すること 教育委員会事務局 文化財保護課 担当：久米
電話：0495（25）1186
- 広報全般に関すること 企画財政部 広報課 担当：鳥羽
電話：0495（25）1155

本庄早稲田の杜ミュージアムキッズデーを開催します

本庄早稲田の杜ミュージアムでは、5月5日のこどもの日を含む5月1日～5日の5日間をキッズデーとし、本庄の歴史やミュージアムに展示されている考古資料に気軽に親しんでもらうきっかけとなるよう、こどものための特別なワークショップを開催します。

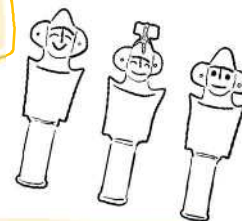
小さなお子様から「本庄の歴史を学びたい!」というお子様まで、ゴールデンウィークの1日を本庄早稲田の杜ミュージアムで楽しく学んでもらえるよう、5つのプログラムをご用意しています。

1 こどものためのミュージアムツアー（各回先着10名）
学芸員が展示室をご案内し、本庄の歴史や考古学について解説します

2 古代人のアクセサリーをつくろう（参加費200円）
やわらかい石（滑石）を紙やすりで削って自分だけのまが玉をつくります

3 本物はど～れだ？
ならんだ土器や埴輪の中から本物を見つけるクイズです

4 はにわぬりえ
はにわのぬりえが体験できます



5 古墳に埴輪を並べてみよう
ポストカードに埴輪スタンプを押してオリジナルの古墳をデザインします

- 日 時：令和3年5月1日（土）～5日（水／祝）
※プログラムにより異なりますのでチラシをご確認ください
- 会場：本庄早稲田の杜ミュージアム（本庄市西富田1011）
- 費用：②「古代人のアクセサリーをつくろう」のみ 200円
（ミュージアムショップで製作キットを購入）
- 申込方法：当日受付
①・②のみ午前9時から本庄早稲田の杜ミュージアム
（インフォメーション）で受付

○添付資料 募集パンフレット 1部

問合せ先

○本件記事に関すること 教育委員会事務局 文化財保護課 担当：山田・松橋

電話：0495（71）6878

○広報全般に関すること 企画財政部 広報課 担当：鳥羽

電話：0495（25）1155



キッズデー

こどものためのミュージアムの日

5日間連続開催

5 / 1 (土) ~ 5 (祝)

- ① こどものためのミュージアムツアー
- ② 古代人のアクセサリーをつくろう
- ③ 本物はど~れだ?
- ④ はにわぬりえ
- ⑤ 古墳に埴輪を並べてみよう

※プログラムごとに開催日が異なります

＼詳細は裏面をご覧ください／

所在地 埼玉県本庄市西富田 1011
 早稲田リサーチパーク・コミュニケーションセンター(早稲田大学 93 号館) 1 階
 開館時間 前 9 時 ~ 午後 4 時 30 分
 休館日 月曜日 (休日の場合は翌日)・年末年始 (12/28~1/3)
 5/3 は開館
 入館料 無料
 問合せ先 0495-71-6878

本庄早稲田の杜
 HONTO-WASEDA NO MORI MUSEUM
 ミュージアム



キッズデー

こどものためのミュージアムの日

1 こどものための ミュージアムツアー



〈各回先着 10名〉
学芸員が展示室をご案内
本庄の歴史や考古学のお話が聞けるよ

開催日 5/1・5/2
時間 ①10:00
②13:00
③15:00

所要時間 約30分

※当日9:00～インフォメーションで受付

2 古代人の アクセサリーをつくろう



やわらかい石(滑石)を
紙やすりで削って
自分だけの
まが玉をつくるよ

開催日 5/3・5/4・5/5
時間 9:30～11:00/13:00～15:00 (最終受付)
費用 200円 (製作キット代金)
活動めやす時間 約1時間

※当日9:00～インフォメーションで受付

3 本物はど～れだ?

ならんだ土器や埴輪の中から
本物を見つけよう

時間 10:00～16:00
活動めやす時間 5分

4 はにわぬりえ



はにわのぬりえに
挑戦しよう

時間 10:00～16:00
活動めやす時間 20分

5 古墳に埴輪を 並べてみよう

古墳の描かれたポストカードに
埴輪のスタンプを押して
オリジナル古墳を完成させよう

時間 10:00～16:00
活動めやす時間 10分

※時間中は自由に体験できますが、会場内の密集を避けるため、参加人数を制限する場合があります

開催 日程

| | 5/1 | 5/2 | 5/3 | 5/4 | 5/5 |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1 こどものためのミュージアムツアー | ● | ● | | | |
| 2 古代人のアクセサリーをつくろう | | | ● | ● | ● |
| 3 本物はど～れだ? | | | ● | ● | ● |
| 4 はにわぬりえ | ● | ● | ● | ● | ● |
| 5 古墳に埴輪を並べてみよう | ● | ● | ● | ● | ● |

キッズデーを楽しむルール

ご参加される皆さまへのお願い

新型コロナウイルス感染予防および感染拡大防止のため
次の取り組みにご協力をお願いします

- ① 必ずマスクを着用してください
- ② 大きな声での会話はお控えください
- ③ 他の参加者と十分な距離をあけてください

本庄早稲田の杜
HON70-WASEDA NO MORI MUSEUM
ミュージアム